

令和 7 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

目 次

	頁
議案第 90 号 堺市行政手続条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 91 号 堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例……………	7
議案第 92 号 堺市市税条例の一部を改正する条例……………	9
議案第 93 号 堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例……………	11
議案第 94 号 堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……………	15
議案第 95 号 堺市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例……………	17
議案第 96 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例……………	19
議案第 97 号 堺市立学校設置条例の一部を改正する条例……………	21
議案第 98 号 工事請負契約の締結について [協和町西団地17号館ほか1棟解体工事]……………	23
議案第 99 号 工事請負契約の締結について [南区役所受変電設備ほか改修工事]……………	29
議案第 100 号 損害賠償の額の決定について……………	33
議案第 101 号 指定管理者の指定について [堺市立初芝体育館等]……………	35
議案第 102 号 指定管理者の指定について [堺市営住宅]……………	41
議案第 103 号 指定管理者の指定について [堺市大仙公園日本庭園]……………	47
議案第 104 号 指定管理者の指定について [堺市都市緑化センター]……………	53
議案第 105 号 指定管理者の指定について [堺市立自転車等駐車場]……………	59
議案第 106 号 当せん金付証票の発売について……………	65

議案第	107	号	市道路線の認定及び廃止について……………	67
報告第	19	号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について……………	79

令和7年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和7年11月27日

堺市長 永藤英機

- | | | | |
|-----|-----|---|-------------------------------|
| 議案第 | 90 | 号 | 堺市行政手続条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 91 | 号 | 堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 92 | 号 | 堺市市税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 93 | 号 | 堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 94 | 号 | 堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 95 | 号 | 堺市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 96 | 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 97 | 号 | 堺市立学校設置条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 98 | 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 | 99 | 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 | 100 | 号 | 損害賠償の額の決定について |
| 議案第 | 101 | 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 | 102 | 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 | 103 | 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 | 104 | 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 | 105 | 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 | 106 | 号 | 当せん金付証票の発売について |
| 議案第 | 107 | 号 | 市道路線の認定及び廃止について |
| 報告第 | 19 | 号 | 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について |

堺市行政手続条例の一部を改正する条例

堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項、」を「第15条第3項及び第4項、」に、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布

の日) から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

堺市行政手続条例の一部改正について

1 改正の趣旨

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正を踏まえ、公示送達の実施方法について改正後の同法で定める方法と同様の方法で実施することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）附則第 1 条第 2 号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

堺市職員退職手当支給条例（昭和 31 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「当該処分の内容を堺市役所前の掲示場に掲示することをもって通知に代える」を「同項の規定による通知を、通知すべき書類を特定するために必要な情報、当該処分を受けるべき者の氏名及び当該退職手当管理機関がその書類を保管し、いつでも当該処分を受けるべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う」に、「その掲示した」を「当該措置を開始した」に、「日に、通知」を「ときに、当該通知」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）附則第 1 条第 2 号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市職員退職手当支給条例第 11 条第 3 項（同条例第 12 条第 10 項及び第 13 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

堺市職員退職手当支給条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）の一部改正を踏まえ、公示送達の実施方法について改正後の同条例で定める方法と同様の方法で実施することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第19条第2項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

堺市市税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号。以下「改正法」という。）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 30 号）の施行に伴い、公示送達の実施方法について所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

改正法附則第 1 条第 12 号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

堺市重度障害者医療費助成条例等の 一部を改正する条例

(堺市重度障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「負担すべき額」の次に「（以下「医療費」という。）」を加える。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。

(堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正)

第2条 堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。

(堺市子ども医療費助成条例の一部改正)

第3条 堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市重度障害者医療費助成条例等の 一部改正について

1 改正の趣旨

本市で実施している医療費の助成について、市民の利便性及び医療機関の事務効率の向上に資するため、医療機関における受給者の資格に係る情報の確認の方法に個人番号カードを用いた手法を加えることとし、次の条例について、所要の改正等を行うものであること。

- (1) 堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）
- (2) 堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）
- (3) 堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

堺市後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例

堺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の前の見出しを削り、同条を第7条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（公示送達）

第5条 法第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達その他後期高齢者医療に係る公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を堺市役所若しくは区役所の前の掲示場に掲示し、又は公示事項を堺市役所若しくは区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

堺市後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正を踏まえ、公示送達の実施方法について所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

堺市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

堺市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第30号中「専任の」を削り、同条第2項第5号中「第21号ケ」を「同号ケ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市公衆浴場法施行条例の一部改正について

1 改正の趣旨

情報通信技術の効果的な活用を推進し、もって市民等の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、情報通信技術が社会に浸透する以前に確立され、社会のデジタル化や合理化を阻害する一因となっているアナログ的手法に係る規定について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第67号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同項第68号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

第34条の6第1号中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に改め、同号ア中「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に、「第1条の2第1項第2号」を「第1条の8第1項第2号」に改め、同条第2号中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改め、同号ア中「第1条の2第1項第1号」を「第1条の8第1項第1号」に改める。

第40条第1項第14号中「第5条の3第1項、第5条の6第1項又は第5条の7第1項」を「第5条の13第1項、第5条の16第1項又は第5条の17第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の6及び第40条の改正規定は、令和7年11月28日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の一部改正に伴う次に掲げる規定の整備を行うものであること。

- (1) 政令の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの
- (2) 法及び省令の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、1(2)に係る改正規定は、令和7年11月28日から施行するものであること。

堺市立学校設置条例の一部を改正する条例

堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の5の項の表中

「		堺市立 ^も 舌 ^ず 鳥支援学校分校	堺市堺区大仙中町	を
」				
「		堺市立 ^も 舌 ^ず 鳥支援学校 ^{あさひ} 旭分校	堺市堺区大仙中町	に
」		堺市立 ^も 舌 ^ず 鳥支援学校 ^{みやどの} 宮園分校	堺市中区宮園町	

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市立学校設置条例の一部改正について

1 改正の趣旨

特別支援学校の狭あい化を解消するため、新たに堺市立宮園小学校の敷地の一部に堺市立百舌鳥支援学校の分校を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 協和町西団地 17 号館ほか 1 棟解体工事
- 2 工 事 概 要 住宅解体工事
17号館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上14階建
工事対象延べ面積 約9,655㎡
18号館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階建
工事対象延べ面積 約4,534㎡
電気、機械設備工事
- 3 契約の相手方 堺市中区東山 56 番地 1
株式会社ハナフサ
代表取締役 畠山 亮子
- 4 契 約 金 額 959,530,000 円
うち取引に係る消費税額等 87,230,000 円
- 5 仮契約の日 令和7年10月10日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和9年5月31日まで
- 3 入札執行日時 令和7年9月19日 午後2時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

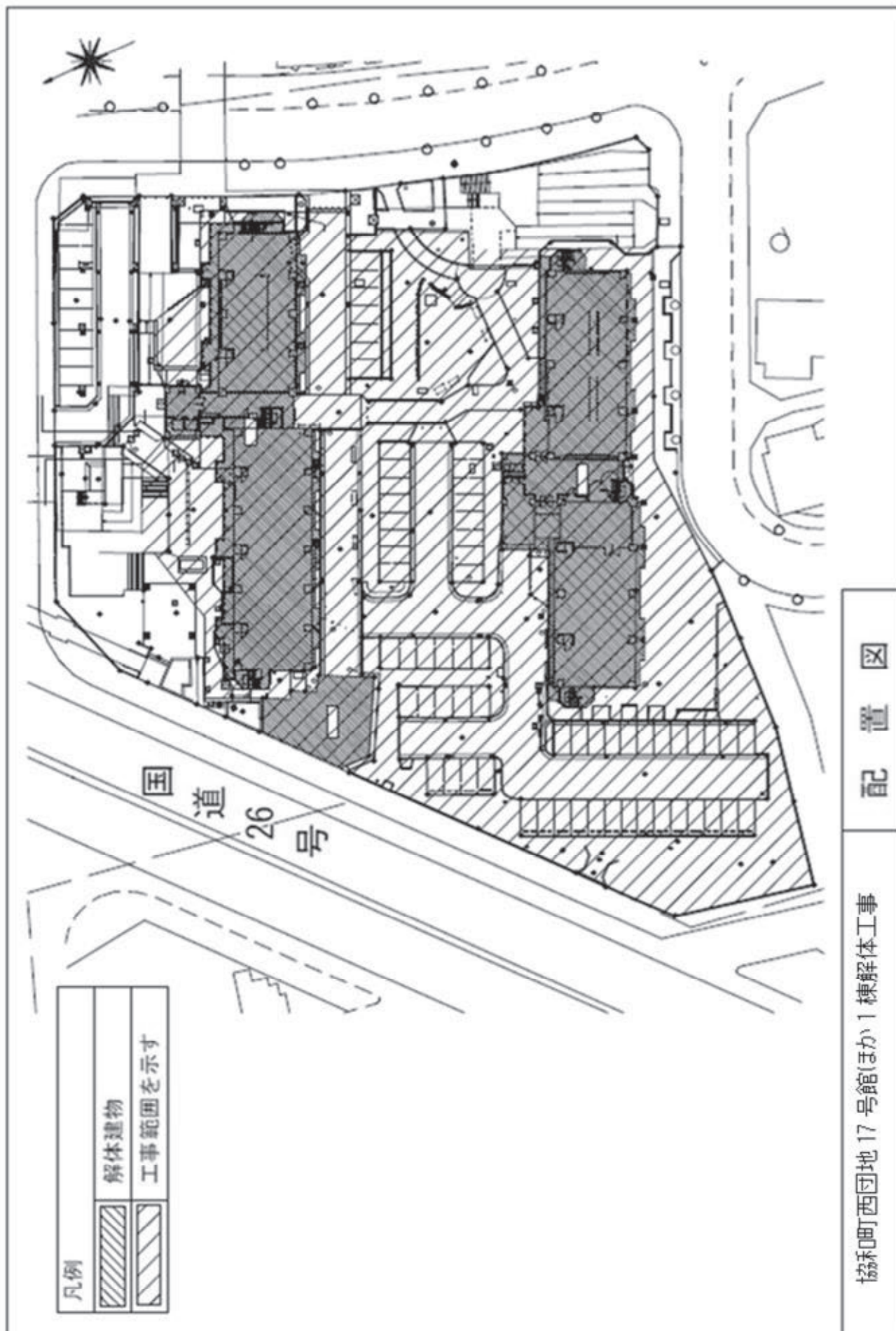
参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
株式会社ハナフサ		105	872,300,000	12.037	落札
株式会社SHINKO		103	856,560,000	12.024	
泉宏建設株式会社		103	842,618,000	11.985	
泉都興業株式会社		105	878,278,000	11.955	
株式会社隆栄建設		105	879,350,000	11.94	
有限会社KS光健		105	821,849,000	11.929	
日英建設株式会社		105	880,600,000	11.923	
株式会社今重興産		105	886,500,000	11.844	
株式会社プライムエコ		104	812,630,000	11.693	
株式会社建真		104	907,020,000	11.466	

株 式 会 社 T S , コ ー ポ レ ー シ ョ ン	102	797, 770, 000	11. 28	
株 式 会 社 J - R A I S E	102	795, 513, 000	11. 252	
株 式 会 社 橋 本 建 設	104	972, 800, 000	10. 69	超 過
堺 土 建 株 式 会 社	103	1, 007, 800, 000	10. 22	超 過
株 式 会 社 阪 本 工 営	102	1, 017, 000, 000	10. 029	超 過
南 街 建 設 株 式 会 社		辞 退		
株 式 会 社 友 幸 産 業		辞 退		
株 式 会 社 ギ ス ト		辞 退		
株 式 会 社 橋 本 建 設		辞 退		

(備考) 予定価格 911, 302, 000 円、調査基準価格 851, 000, 000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。





工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 南区役所受変電設備ほか改修工事
- 2 工事概要 受変電設備ほか改修工事、建築工事、機械設備工事
- 3 契約の相手方 堺市堺区北庄町3丁1番5号
株式会社Raing
- 4 契約金額 316,250,000 円
うち取引に係る消費税額等 28,750,000 円
- 5 仮契約の日 令和7年10月23日

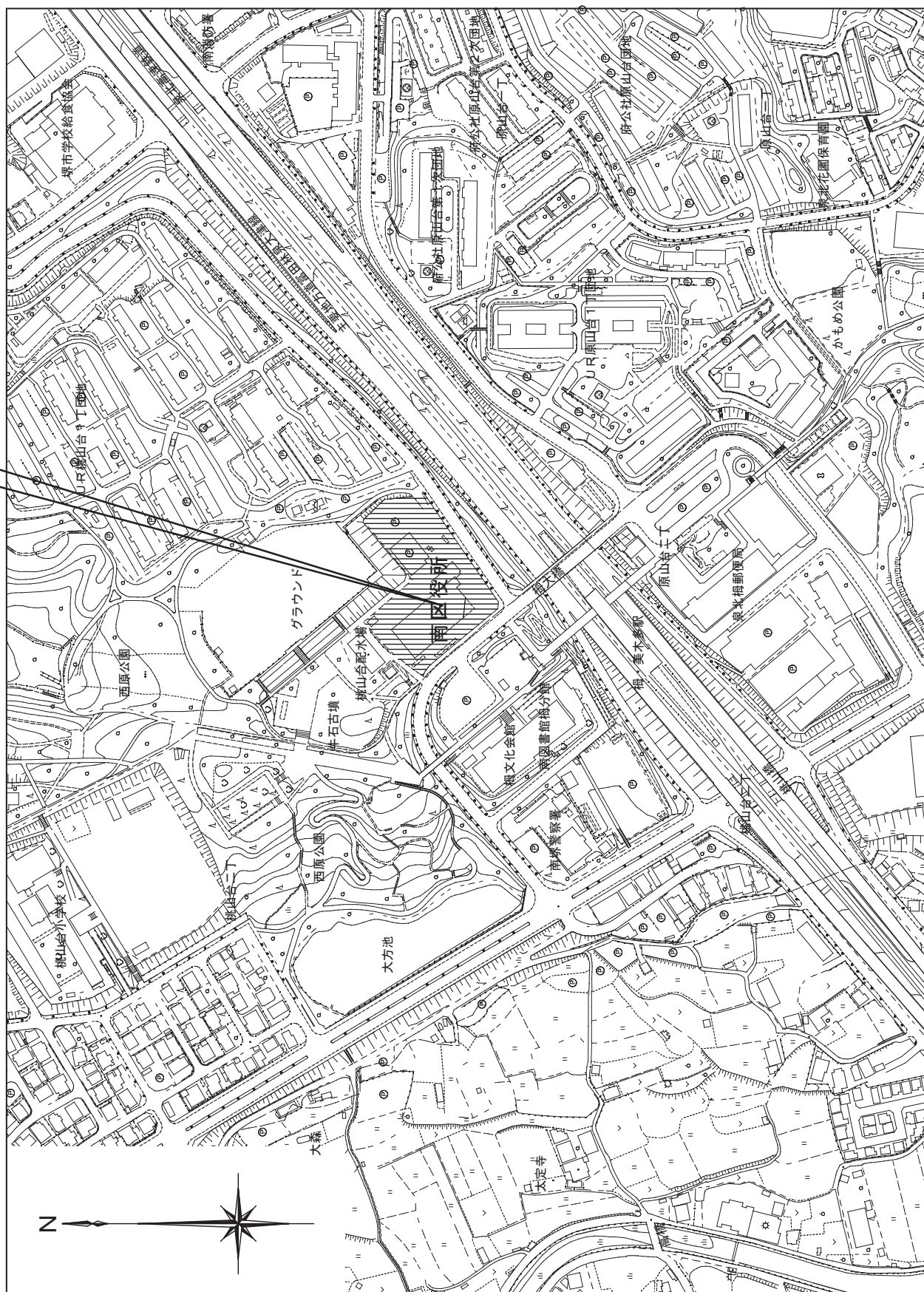
工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和9年2月26日まで
- 3 入札執行日時 令和7年9月19日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参 加 者	経 過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
株 式 会 社 R a i n g		106	287,500,000	36.869	落札
E C A S T ・ 晃 電 社 建 設 工 事 共 同 企 業 体		105.6	298,000,000	35.436	超過
真 鍋 電 機 株 式 会 社		106	362,800,000	29.217	超過
東 陽 ・ ウ エ ダ 建 設 工 事 共 同 企 業 体		105	241,605,000	34.639	失格
鶴 田 電 設 株 式 会 社			辞退		

(備考) 予定価格 293,227,000 円、調査基準価格 272,364,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。

[illegible]

損害賠償の額の決定について

車両事故に係る損害賠償の額について、次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,002,100 円

- 2 損害賠償の相手方 大阪市中心区*****

損害賠償の額の決定について

令和 7 年 8 月 31 日 (日) 午後 10 時 50 分ごろ、南消防署第 1 警防課の職員が大阪狭山市西山台方面で発生した火災事案の出場準備中、水槽付消防ポンプ自動車の車止めを外したところ、ガレージ内の傾斜により自走した同車両が、堺市南区原山台 1 丁 14 番 2 号において、相手方建物に衝突し、損傷させたもの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 1,002,100 円で合意に至ったものである。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立初芝体育館	大阪市西区江戸堀 1 丁目 2 番 11 号	シンコースポーツ・NBS グループ	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
堺市初芝野球場	(代表団体)	(代表団体)	
堺市初芝テニスコート	大阪市西区江戸堀 1 丁目 2 番 11 号	シンコースポーツ株式会社 大阪支店	
堺市白鷺公園野球場	(他の構成団体)	(他の構成団体)	
堺市白鷺公園運動広場	大阪府中央区難波 5 丁目 1 番 60 号	南海ビルサービス株式会社	

[根拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立初芝体育館、堺市初芝野球場、堺市初芝テニスコート、堺市白鷺公園野球場及び堺市白鷺公園運動広場（以下「堺市立初芝体育館等」という。）の指定管理者としてシンコースポーツ・NBS グループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
シンコースポーツ・NBS グループ	令和 7 年 7 月 7 日	堺市立初芝体育館等の 運営管理	堺市立初芝体育館 等の管理運営を目的に 設立された共同企業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立体育館条例（昭和 60 年条例第 8 号）第 16 条第 1 項第 3 号及び堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市立体育館条例第 16 条第 3 項及び堺市公園条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立初芝体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪市西区江戸堀 1 丁目 2 番 11 号

シンコースポーツ・NBS グループ

(代表団体)

大阪市西区江戸堀 1 丁目 2 番 11 号

シンコースポーツ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 60 号

南海ビルサービス株式会社

(2) 選定経過

令和 7 年 6 月 23 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和 7 年 9 月 25 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 阪尾 晋一

委員 公認会計士 下久保 清美

委員 関西大学教授 西山 哲郎

委員 大阪公立大学教授 横山 久代

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	シンコースポーツ・ NBS グループ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 1 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40 点	28 点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 2 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	33 点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 3 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40 点	26 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 4 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)	①休館(場)日、開館(場)時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 ⑦トレーニング機器等の調達・設定提案	80 点	56 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 5 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②自主事業①、自主事業②の実施計画	92 点	54 点

(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 6 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方と方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56 点	29 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 7 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	52 点	30 点
合計点		400 点	256 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
堺市営住宅	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号	近鉄住宅管理株式会社	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市営住宅の指定管理者として近鉄住宅管理株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
近鉄住宅管理株式会社	平成 8 年 1 月 12 日	共同住宅の総合管理業務、分譲マンションの資産価値向上、地域社会への貢献	公営住宅等指定管理業務（東大阪市、八尾市、大東市等）	公募

3 選定の理由

堺市営住宅条例（平成 9 年条例第 30 号）第 48 条第 1 項及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成 5 年条例第 30 号）第 34 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会において堺市営住宅条例第 48 条第 3 項及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、堺市営住宅の管理運営について十分に理解し、また、入居者等の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、各条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市営住宅の設置目的をより効果的、効率的に達成し、入居者等のサービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

②大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号

近鉄住宅管理株式会社

(2) 選定経過

令和7年6月19日 堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和7年9月29日 堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 辻岡 信也

委員 公認会計士・税理士 林 紀美代

委員 大阪公立大学大学院教授 小伊藤 亜希子

委員 武庫川女子大学教授 松端 克文

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社東急コミュニティー	近鉄住宅管理株式会社
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市営住宅条例第48条第3項第1号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第34条第3項第1号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20点	16点	17点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市営住宅条例第48条第3項第2号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第34条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	60点	54点	52点
(3) 入居者及び使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市営住宅条例第48条第3項第3号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第34条第3項第3号)	①入居者・使用者の特性及びニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④高齢者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	60点	45点	54点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市営住宅条例第48条第3項第4号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第34条第3項第4号)	①窓口開設時間及び開設日の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③施設の保守点検管理・修繕の考え方 ④駐車場の利用料金の考え方 ⑤苦情・要望への対応の考え方 ⑥非常時対策	80点	62点	68点

(5) 市営住宅等の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 5 号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項第 5 号)	①目標設定、目標達成の方策 ②特定公共賃貸住宅の入居促進の考え方 ③自主事業の実施計画	72 点	59 点	62 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 6 号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56 点	34 点	42 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 7 号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント) ⑥施設の適正な管理運営実績	52 点	41 点	37 点
合計点		400 点	311 点	332 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市大仙公園 日本庭園	大阪市北区堂山町 14 番 20 号	大仙公園日本庭園 管理グループ	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
	(代表団体) 大阪市北区堂山町 14 番 20 号	(代表団体) 大阪造園土木株式 会社	
	(他の構成団体) 大阪市西区江戸堀 1 丁目 8 番 14 号	(他の構成団体) 株式会社日比谷ア メニス大阪支店	
	大阪市天王寺区石ヶ 辻町 3 番 12 号	株式会社庭樹園	
	堺市堺区東上野芝町 1 丁 4 番地 3	公益財団法人堺市 公園協会	

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市大仙公園日本庭園の指定管理者として大仙公園日本庭園管理グループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
大仙公園日本庭園管理グループ	令和 7 年 8 月 1 日	堺市大仙公園日本庭園の管理運営	堺市大仙公園日本庭園の管理運営を目的に設立された共同企業体である。	公募

3 選定の理由

堺市公園条例(昭和 35 年条例第 18 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市大仙公園日本庭園の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市北区堂山町 14 番 20 号

大仙公園日本庭園管理グループ

(代表団体)

大阪市北区堂山町 14 番 20 号

大阪造園土木株式会社

(他の構成団体)

大阪市西区江戸堀 1 丁目 8 番 14 号

株式会社日比谷アメニス大阪支店

大阪市天王寺区石ヶ辻町 3 番 12 号

株式会社庭樹園

堺市堺区東上野芝町 1 丁 4 番地 3

公益財団法人堺市公園協会

②大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 60 号

南海ビルサービス株式会社

(2) 選定経過

令和 7 年 6 月 16 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和 7 年 9 月 30 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 千葉 輝顕

委員 奈良県立大学教授 井原 縁

委員 追手門学院大学准教授 今堀 洋子

委員 大阪公立大学大学院准教授 中村 彰宏

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	大仙公園 日本庭園 管理グループ	南海ビル サービス 株式会社
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	① 管理の基本方針 ② 平等利用・安全の確保	40 点	29 点	29 点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	① 安定的な経営資源 ② 財務規模、組織状況 ③ 事業実績	28 点	22 点	21 点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	① 利用者・利用者ニーズの把握 ② 個人情報の保護、情報公開の考え方 ③ 人権尊重の考え方 ④ 障害者等への考え方 ⑤ 広報・モニタリング計画	40 点	31 点	27 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)	① 休園日、開園時間の考え方 ② 人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③ 利用料金の考え方 ④ 苦情対応の考え方 ⑤ 非常時対策	72 点	51 点	49 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)	① 目標設定の考え方、目標達成の方策 ② 集客、啓発及び広報等の実施計画 ③ 景観の保全計画 ④ 自主事業の実施計画、自主事業で自動販売機の設置の有無、提案内容	96 点	80 点	65 点

(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)	① 経費削減の考え方・方法 ② 収支計画 ③ 指定管理料の削減	72 点	43 点	50 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)	① 障害者等就職困難者の雇用 ② 市内経済の活性化 ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 ④ 環境問題への取組 ⑤ 市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント） ⑥ 施設の適正な管理運営実績	52 点	33 点	33 点
合計点		400 点	289 点	274 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市都市緑化センター	大阪市西区江戸堀 1 丁目 8 番 14 号	アメニス・ECCOM グループ	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
	(代表団体) 大阪市西区江戸堀 1 丁目 8 番 14 号	(代表団体) 株式会社日比谷 アメニス 大阪支店	
	(他の構成団体) 三重県三重郡菰野町小島 4059	(他の構成団体) NPO 法人 ECCOM	

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市都市緑化センターの指定管理者としてアメニス・ECCOM グループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月 日	設立目的	事業実績	選定方 法
アメニス・ECCOM グループ	令和 7 年 8 月 1 日	堺市都市緑化センターの管 理運営	堺市都市緑化センターの 管理運営を目的に設立さ れた共同企業体である。	公募

3 選定の理由

堺市公園条例(昭和 35 年条例第 18 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市都市緑化センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪府中央区難波 5 丁目 1 番 60 号

南海ビルサービス株式会社

②大阪府西区江戸堀 1 丁目 8 番 14 号

アメニス・ECCOM グループ

(代表団体)

大阪府西区江戸堀 1 丁目 8 番 14 号

株式会社日比谷アメニス 大阪支店

(他の構成団体)

三重県三重郡菰野町小島 4059

NPO 法人 ECCOM

(2) 選定経過

令和 7 年 6 月 16 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和 7 年 9 月 30 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 千葉 輝顕

委員 奈良県立大学教授 井原 縁

委員 追手門学院大学准教授 今堀 洋子

委員 大阪公立大学大学院准教授 中村 彰宏

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	南海ビル サービス 株式会社	ア メ ニ ス・ECCOM グループ
(1) 事業計画が市民の平等 利用その他の観点から適 切なものであること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	① 管理の基本方針 ② 平等利用・安全の確保	40 点	28 点	29 点
(2) 事業計画を確実にかつ安 定的に実施するに足りる 経理的基礎その他の経営 に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	① 安定的な経営資源 ② 財務規模、組織状況 ③ 事業実績	28 点	22 点	21 点
(3) 使用者の意思及び人権 を尊重し、常にその立場 に立ったサービスが提供 できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	① 利用者・利用者ニー ズの把握 ② 個人情報の保護、情 報公開の考え方 ③ 人権尊重の考え方 ④ 障害者等への考え方 ⑤ 広報・モニタリング 計画	40 点	31 点	29 点
(4) 効果的かつ効率的な管 理を実施できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)	① 休館日、開館時間の 考え方 ② 人員配置、人材育成 の考え方、研修計画 ③ 利用料金の考え方 ④ 苦情対応の考え方 ⑤ 非常時対策	40 点	27 点	30 点
(5) 施設の効用を最大限発 揮させることができるこ と。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)	① 目標設定の考え方、 目標達成の方策 ② センター内展示、イ ベント及び屋外利用 等の企画運営計画 ③ 集客、啓発及び広報 等業務の企画運営計 画 ④ 自主事業の実施計画 ⑤ 自主事業で自動販売 機等の設置の提案の 有無、提案内容	120 点	82 点	102 点

(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)	① 経費削減の考え方・方法 ② 収支計画 ③ 指定管理料の削減	80 点	45 点	50 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)	① 障害者等就職困難者の雇用 ② 市内経済の活性化 ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 ④ 環境問題への取組 ⑤ 市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント） ⑥ 施設の適正な管理運営実績	52 点	34 点	30 点
合計点		400 点	269 点	291 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立自転車等 駐車場	東京都中央区日本橋 小網町 7-2 ペンてる ビル 7F	サイカパーキング 株式会社	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立自転車等駐車場の指定管理者としてサイカパーキング株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
サイカパーキング株式会社	昭和 52 年 1 月 24 日	駐輪場・駐車場管理運営等	自転車等駐車場 (大阪市、西宮市、 枚方市等) の指定 管理業務	公募

3 選定の理由

堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 62 年条例第 9 号）第 17 条の 4 第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 17 条の 4 第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、堺市立自転車等駐車場の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立自転車等駐車場の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①東京都中央区日本橋小網町7番2号 ペンてるビル7階

サイカパーキング株式会社

②大阪府大阪市中心区難波二丁目2番3号

ミディ総合管理株式会社

(2) 選定経過

令和 7年 6月23日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和 7年 9月24日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 千葉 輝頭

委員 堺 自転車のまちづくり・市民の会 代表 中村 博司

委員 公認会計士 西村 智子

委員 神戸女学院大学 教授 矢野 円郁

委員 大阪公立大学大学院 准教授 吉田 長裕

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	サイカパーキング株式会社	ミディ総合管理株式会社
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市自転車等の放置防止に関する条例第 17 条の 4 第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50 点	41 点	42 点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (同条例第 17 条の 4 第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	20 点	16 点	14 点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (同条例第 17 条の 4 第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	50 点	42 点	40 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施することができること。 (同条例第 17 条の 4 第 3 項第 4 号)	①休場日、開場時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方	100 点	86 点	75 点

	④利用促進の考え方 ⑤苦情・要望への対応の考え方 ⑥非常時対策			
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (同条例第 17 条の 4 第 3 項第 5 号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②自主事業の実施計画 ③駐輪環境の向上について	150 点	122 点	117 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (同条例第 17 条の 4 第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③市への納付金	65 点	57 点	36 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (同条例第 17 条の 4 第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント) ⑥施設の適正な管理運営実績	65 点	48 点	45 点
合計点		500 点	412 点	369 点

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 8 年度において当せん金付証票を次のとおり発売する。

発売総額 70 億円以内

[根 拠]

当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
㌦469	北花田 2 0 3 号線	北区北花田町 2 丁 2 3 2 番 1 0 地先 北区北花田町 2 丁 2 3 3 番 1 9 地先		地元要望
㌦220	松屋大和川三宝 3 号線	堺区松屋大和川通 1 丁 6 番 3 地先 堺区三宝町 8 丁 3 7 3 番 1 地先		土地区画整理 事業に伴う路 線再編成
㌦364	草部 2 3 4 号線	西区草部 2 0 4 番 2 9 地先 西区草部 2 0 4 番 2 9 地先		開発に伴う寄 付
㌦295	土塔 2 1 6 号線	中区土塔町 2 1 7 5 番 6 地先 中区土塔町 2 1 7 5 番 3 6 地先		都市計画法第 3 9 条による 帰属
㌦567	白鷺 2 6 号線	東区白鷺町 3 丁 1 7 3 9 番 5 地先 北区金岡町 1 7 4 1 番 9 地先		〃
㌦610	竹城台 5 3 号線	南区竹城台 3 丁 2 3 番 1 0 地先 南区竹城台 3 丁 2 3 番 2 7 地先		〃
㌦890	三原台 8 8 号線	南区三原台 1 丁 3 番 9 地先 南区三原台 1 丁 3 番 1 地先		〃
㌦603	金岡 3 2 7 号線	北区金岡町 1 7 4 1 番 1 0 地先 北区金岡町 1 7 4 1 番 1 2 地先		〃

市道路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
7002	松屋大和川三宝2号線	松屋大和川通1丁13番地先 三宝町8丁373番地先		土地区画整理 事業に伴う路 線再編成

市道認定路線図

12-21

整理番号 ㌦469

北花田203号線

232-10

233-19

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 7220

松屋大和川三宝3号線

6-3

373-1

凡
例

●——→ 認定道路

市道認定路線図

47-13

整理番号 7364

草部234号線

204-29 204-29

凡例
認定道路

市道認定路線図

41-08

整理番号 ト295

土塔216号線

2175-6

2175-36

凡
例



認定道路

市道認定路線図

34-10

整理番号 シ567

白鷺26号線

1741-9

1739-5

凡
例



認定道路

市道認定路線図

61-06

整理番号 4610

竹城台53号線

23-10

23-27

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 890

61-05

三原台88号線

3-1

3-9

凡
例



認定道路

市道認定路線図

34-10

整理番号 ㏽603

金岡327号線

1741-12

1741-10

凡
例



認定道路

市道廃止路線図

整理番号 7002

松屋大和川三宝2号線

13

373

凡例
 廃止道路

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(長寿社会部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
59	7.9.17	112,530	堺市北区新金岡 町4丁1-1	日本郵便株式会社 堺金岡郵便局 堺金岡郵便局長 中 村 信 一	令和7年7月2日(水) 午後4時40分ごろ、堺市 北区新金岡町4丁1-1にお いて、医療年金課職員の運 転する本市車両が駐車場 から出る際、駐車していた 相手方車両に接触し、損傷 させたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
64	7.10.20	255,200	堺市北区*** *****	*****	市道長曾根31号線のカーブミラーが相手方敷地に越境した状態にあり、雨天時等において、カーブミラーから金属成分を含んだ水が外構部の外壁に滴り落ち、汚損させたもの。
63	7.10.20	3,652	堺市中区*** *****	*****	令和7年6月3日(火) 午後5時30分ごろ、堺市 堺区海山町5丁189-1地先 において、相手方車両が府 道大阪臨海線を走行中、道 路舗装のくぼみで右前輪 タイヤを損傷したもの。
62	7.10.20	327,000	堺市中区*** *****	*****	令和7年6月8日(日) 午後4時ごろ、堺市南区稲 葉3丁1591地先において、 相手方車両が駐車場から 左折で市道菱木67号線に 出ようと側溝蓋上を通行 したところ、側溝蓋が跳ね 上がり、マフラー配管部を 損傷したもの。

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
67	7. 10. 21	27, 892	羽曳野市*** *****	*****	令和7年9月10日(水) 午前8時ごろ、堺市美原区 小平尾 725-5 地先におい て、相手方車両が市道黒山 小平尾線を走行中、歩道部 から車道部に張り出して いた雑木の枝と接触し、左 ドアミラーを損傷したも の。

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
66	7. 10. 21	62, 920	堺市中区深井沢 町 3257 番地	株 式 会 社 U R コ ミ ュ ニ テ イ 泉 北 住 ま い セ ン タ ー セ ン タ ー 長 柳 田 陽 彦	令和7年7月14日(月) 午後4時40分ごろ、堺市 南区城山台3丁1-8光明池 緑道において、根株腐朽に より倒木し、相手方のフェ ンスに損傷を与えたもの。
78	7. 10. 30	125, 070	堺市南区*** *****	新 檜 尾 台 校 区 連 合 自 治 会 会 長 小 田 寿 彦	令和7年7月17日(木) 午後2時ごろ、堺市南区新 檜尾台1丁1-52 光明池緑 道において、根株腐朽によ り倒木し、相手方の架空線 を断線し、防犯灯具に損傷 を与えたもの。
69	7. 10. 29	136, 259	堺市中区新家町 313	ワ ン コ イ ン 堺 株 式 会 社 代 表 取 締 役 柳 澤 健 太	令和7年9月26日(金) 午後3時25分ごろ、堺市 中区深井水池町 3099 地先 において、原池公園事務所 職員の運転する本市車両 が市道深井 44 号線から市 道深井 46 号線との交差点 に進入する際、同市道 46 号線を走行していた相手 方車両と接触し、損傷させ たもの。

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
65	7. 10. 20	43, 533	和泉市*** *****	* * * * *	令和7年3月21日(金) 午前9時40分ごろ、堺市 立福泉中学校職員の運転 する本市車両が、堺市西区 菱木3丁1937-1番地先 において、丁字路を左折した 際、対向車を優先するため 後退したところ、後方に いた相手方車両に接触し、損 傷させたもの。

3 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
75	7. 10. 30	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 237,600 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
77	7. 10. 30	訴えの提起について	堺市東区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 508,900 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市東区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
76	7. 10. 30	訴えの提起について	堺市中区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 229,500 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市中区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *

及び第４項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 237,600 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 237,600 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市東区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 508,900 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市東区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 508,900 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市中区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 229,500 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市中区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 229,500 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
70	7. 10. 30	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 57,000 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
79	7. 10. 30	和解について	堺市北区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に住宅使用料相当損 害金	堺市北区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 57,000 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、ベランダに侵入する鳩対策を怠り、鳩の死骸や大量の糞をベランダに放置し、近隣住民の生活環境を著しく悪化させている。このことから、入居者の保管義務に違反し、かつ、入居者相互の共同生活の秩序を破壊していると認められる。また、住宅使用料も滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 57,000 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 本市は、相手方に対し、本件住宅につき、今回に限り賃貸借契約の解除を撤回し、引き続き賃貸する。 (2) 相手方は、本市に対し、令和 7 年 11 月分以降の本件住宅使用料（月額 5 万 6600 円。将来改定されたときは、改定後の額。）の支払義務があることを認め、毎月末日限り、当月分を、本市に持参又は送金して支払う。 (3) 相手方が第 2 項の毎月使用料の支払いを 2 回以上怠り、かつ、滞納額合計が 12 万円に達したときは、本件住宅の賃貸借契約は、本市から相手方に対する何らの意思表示を要せず、当然に、解除となる。 (4) 第 3 項により本件住宅の賃貸借契約が解除されたときは、相手方は、本市に対し、直ちに、本件住宅を明け渡す。 (5) 第 3 項により本件住宅の賃貸借契約が解除されたときは、相手方は、本市に対し、本件住宅使用料滞納額、及び、賃貸借契約終了日の翌日からその明渡し済みに至るまで、本件住宅使用料と同額の割合による使用料相当損害金を、いずれも支払う。 (6) 本市は、その余の請求を放棄する。 (7) 訴訟費用は各自の負担とする。	建物明渡等請求事件 堺市北区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。そのため、入居承認を取り消し、同住宅の明渡し並びに住宅使用料 338,400 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求めて令和 7 年 5 月 21 日に提訴し、大阪地方裁判所堺支部で審理が進められていたところ、相手方から滞納分の住宅使用料全額及び住宅使用料相当額の損害金の支払があった。さらに、相手方から和解の要望があったため、今般、同裁判所から和解提案が出された。当該和解提案の内容を検討した結果、住宅使用料相当額の損害金の支払がなされるのであれば、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該提案のとおり和解するものである。

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
71	7. 10. 30	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	堺市堺区***** *****	* * * * *
73	7. 10. 30	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 253, 100 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
72	7. 10. 30	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 270, 500 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
74	7. 10. 30	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅と***** *****の店舗の 明渡し並びに住宅使 用料 295, 400 円と店 舗使用料 193, 200 円 及び住宅使用料相当 損害金と店舗使用料 相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 令和7年7月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和7年6月に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、相続人である*****から明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 253,100 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 253,100 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 270,500 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 270,500 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅及び*****の店舗の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 295,400 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 店舗使用料 金 193,200 円及び使用承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの店舗使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人であり、かつ、*****（店舗）の使用名義人である*****は、住宅使用料と店舗使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認と同店舗の使用承認を取り消し、同住宅と同店舗の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 295,400 円、店舗使用料 193,200 円、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金及び店舗使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

4 市長の専決事項の指定第5項

(環境事業部クリーンセンター)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
68	7. 10. 23	東工場第二工 場外壁改修ほ か工事(1 期)	堺 市 中 区 小 阪 208 番 地 1	株 式 会 社 友 幸 産 業 代 表 取 締 役 藤 原 友 雄	変更前 265, 454, 200 円 (消費税額等 24, 132, 200 円) 変更後 268, 833, 554 円 (消費税額等 24, 439, 414 円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
3,379,354 円 （消費税額等 307,214 円）	工事請負契約書第 25 条 第 3 項の規定に基づくイン フレスライド条項の適用に よる増額。	国からの要請に基づき、賃金等の高騰 に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条 項を適用し、契約を変更するため増額と なる。

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
60	7. 10. 15	五箇荘東小学校 校長寿命化改 修工事	堺市西区鳳 中町9丁4番 地 26	株 式 会 社 大 森 工 務 店 代 表 取 締 役 大 森 啓 介	変更前 306,350,000 円 (消費税額等 27,850,000 円) 変更後 313,556,100 円 (消費税額等 28,505,100 円)
61	7. 10. 17	東三国丘小学 校施設整備工 事	堺市西区浜 寺船尾町西 4 丁 539 番地 1	株 式 会 社 ユニオンテック 代 表 取 締 役 西 原 健 二	変更前 302,751,900 円 (消費税額等 27,522,900 円) 変更後 312,584,459 円 (消費税額等 28,416,769 円)

変更額（増）	変更する内容	変更理由
7,206,100 円 （消費税額等 655,100 円）	令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額。	国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。
9,832,559 円 （消費税額等 893,869 円）	工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。 グラウンド地盤高の調整による施工数量の増加による増額。	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため増額となる。 また、設計時は、校舎改築工事中につき、正確な測量が困難であったグラウンド地盤について、工事着手後に調査した結果、仕上がり地盤高の調整が必要となったため、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、現場に合わせて再度検討を行ったところ、設計数量に増減が生じた結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

**令和 7 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 1）**

令和 7 年 11 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
U R L <https://www.city.sakai.lg.jp/>

印 刷 真生印刷株式会社

配架資料番号 1-B2-25-0065



リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。